

政令第 号

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第一条の規定に基づき、

この政令を制定する。

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十二月二十日とする。

理由

道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。